

京極町ふるさと納税中間管理業務公募型プロポーザル

実施要領

京極町

京極町役場 企画振興課 ふるさと納税担当
〒044-0101 虻田郡京極町字京極 527 番地
電話 : 0136-42-2111
FAX : 0136-42-3155
E-mail : furusato@town-kyogoku.jp

1. 目的

本委託業務は、京極町におけるふるさと納税制度の活用を推進するため、寄附金の受付や返礼品の管理等の業務を効率的かつ適切に実施するとともに、本町の魅力発信や既存の特産品だけでなく新たな地場産品の発掘、販路拡大により地域経済の活性化を図り、新たな応援者を増やすことを目的とし、公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募ることとします。

2. 業務の概要

(1) 名称

京極町ふるさと納税中間管理業務

(2) 場所

京極町内 他

(3) 内容

別紙「京極町ふるさと納税中間管理業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※なお、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは引き継ぎ及びシステム等の準備期間とし、この期間に発生する費用は受託者の負担とします。

(5) 業務委託額

事業者の提案による。ただし、次の経費に留意することとします。

※返礼品の調達費用、配送費用、ポータルサイトの手数料、クレジットカード決済手数料については、本委託料には含まない。

※寄附受領証明書及びワンストップ特例申請書等発行・郵送経費、返礼品商品金額振込手数料については、本委託料に含む。

3. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人又は他の団体（以下「法人等」という。）もしくは法人等で構成するグループとし、参加表明書提出日において、次の要件を全て満たすものとします。また、提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は応募資格を喪失するものとします。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する団体ではないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

(3) 企画提案書の提出時において、国、北海道及び京極町から競争入札参加に係る指名停止の措置を受けている事業者ではないこと。

(4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、並びに京極町内に本社又は事業所がある法人については法人町民税の滞納がないこと。

(5) 北海道内に本店、支店又は営業所を有するものであること（なお、グループ申請の場合は、代表する法人等が、北海道内に本店、支店又は営業所を有するものであること）。

(6) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）で、北海道内の地方公共団体（自治体）において、ふるさと納税中間管理業務の受託実績が 1 自治体以上あること。

4. 実施スケジュール予定

内 容	時期（予定を含む）
実施公告日	令和 8 年 10 月 13 日（火）
質問書提出期限	令和 8 年 10 月 22 日（木）
質問書回答期限	令和 8 年 10 月 27 日（火）
参加申請書などの提出期間（期限）	令和 8 年 10 月 27 日（火） から 令和 8 年 11 月 2 日（月） まで
参加資格審査結果通知日	令和 8 年 11 月 6 日（金） まで
企画提案書等提出期間（期限）	令和 8 年 11 月 6 日（金） から 令和 8 年 11 月 24 日（火） まで
一次審査結果通知日	令和 8 年 12 月 1 日（火）
二次審査（プレゼンテーション等）の実施	令和 8 年 12 月上旬以降
受託候補者の決定・通知	令和 8 年 12 月中旬以降
引継ぎ・準備期間	令和 9 年 1 月 1 日（金） から 令和 9 年 3 月 31 日（水） まで
業務開始日	令和 9 年 4 月 1 日（木）

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第 8 号）
- (2) 提出期限 令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時 00 分まで
- (3) 提出方法 電子メール
(件名を「京極町ふるさと納税中間管理業務公募型プロポーザルに係る質問」としてください。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。)
- (4) 回答方法 令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 5 時 00 分までに、町ホームページで公表します
- (5) 提出先 京極町役場 企画振興課 ふるさと納税担当
メールアドレス : furusato@town-kyogoku.jp

6. 参加申請書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加申請書（様式第 1 号）
→法務局に登録してある印鑑（法人）の印鑑証明書を添付すること。
→商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本（発行から 3 か月以内のもの。）を添付すること。
 - ② 誓約書（様式第 2 号）
→国税納税証明書及び法人市町村民税納税証明書（過去 1 年分）※発行から 3 か月以内のもの（コピー可）
 - ③ 会社概要書（様式第 3 号）
→直近 2 期分の決算書を添付すること
 - ④ 業務実績調書（様式第 4 号）
 - ⑤ 業務実施体制表（様式第 5 号）
- (2) 提出期限 令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時 00 分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とします。ただし、郵送の場合は配達業者が配達した事実の証明が可能な方法（書留等）で提出してください。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書表紙（様式第6号）及び企画提案書（任意様式）

ア. 提出書類の規格はA4版とし、横書きで作成してください（A3版（A4版折込）の挿入も可とする。）。

イ. 企画提案書のページ下部に通しページを振ってください。なお、企画提案書は両面で20枚以内（企画提案書表紙を除く。）としてください（ただし、A3版は2ページと換算すること）。

ウ. 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、別紙「審査表」の審査項目1から9の順番で記載してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけてください。

② 見積書（任意様式）

※「仕様書4. 業務内容」に基づいて内容が分かるようにしてください。

(1) 提出期限 令和8年11月24日（火）午後5時00分まで

(2) 提出部数 正本1部、副本10部

※副本10部は、会社名等、企業情報を特定できる内容の記述をしないこと。

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とします。ただし、郵送の場合は配達業者が配達した事実の証明が可能な方法（書留等）で提出してください。

(4) 提出先

〒044-0101

北海道虻田郡京極町字京極527番地

京極町役場 企画振興課 ふるさと納税担当

(5) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）により届けてください。

8. 契約候補者の選定方法

「京極町ふるさと納税中間管理業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置したうえで、当該プロポーザルによる審査を行い契約候補者を選定します。プロポーザル審査は、別紙「審査基準表」により採点（100点満点）し、最高点数を獲得したものを第1契約候補者として選定します。（次点者も決定します。）

なお、最高得点を獲得した者が2人以上のときは、見積額の低い者を契約候補者として選定します。

9. 企画提案選定

本プロポーザルは、以下のとおり２段階審査方式で実施します。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書などの書類を審査し、上位５者程度を一次審査通過者とする。５者に満たない場合は、５者未満で二次審査を行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者がプレゼンテーションを行い、企画提案書などの書類と照らし合わせながら審査し、評価点を算出する。

①審査日 令和８年１２月上旬以降予定（別途正式通知します。）

②審査方法 提案内容については、以下のとおり対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価します。

③プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア. 提案時間

１ 事業者につき４０分以内（提案２５分、質疑応答１５分）

イ. 提案者出席人数

４名以内とし、業務実施体制表（様式第５号）に記載する管理技術者、若しくは主任担当者となる方が、必ず１名出席以上してください。

ウ. 提案内容

「７. 企画提案書等の提出（１）提出書類②イ. 企画提案書」にある内容のみをプレゼンテーションしてください。提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、PC等は持参してください。プロジェクター及びスクリーンは町で用意します。

④審査結果の公表等

審査結果については、町ホームページにおいて公表します。この場合において参加者の名称については、第１優先契約候補者のみ公表します。

また、審査結果は、後日速やかに参加者全員に文書にて通知します。なお、審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けません。

10. 応募者の失格事項

本プロポーザルの参加者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とします。

- (1) 本要領を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合や、重要な事実について記載しなかった場合。
- (3) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) その他失格事項に相当するものと町長が判断した場合。

11. 契約の締結

- (1) 第1優先契約候補者は町と契約に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結します。なお、町は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができるものとします。
- (2) 第1優先契約候補者に選定された参加者に次に掲げる事項が生じたときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。
 - ① 契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時まで「3. 応募資格」の要件を欠いていることが判明したとき
 - ③ 契約締結時まで「10. 応募者の失格事項」の失格事項に該当していることが判明したとき
 - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (3) 参加者が1者の場合にあっては審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結します。
- (4) 契約の締結については、プロポーザルにより選定された第1優先契約候補者または第2優先契約候補者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号により随意契約を締結します。
- (5) 契約締結まで発生する契約候補者の費用負担については、町は一切補償しません。

12. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の受理後の差替え、追加、削除等は認めません。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、町が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とします。
- (5) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

13. 問い合わせ先

京極町役場 企画振興課 ふるさと納税担当

〒044-0101 虻田郡京極町字京極 527 番地

電話：0136-42-2111 FAX：0136-42-3155

E-mail：furusato@town-kyogoku.jp

以上